

広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県条例第十五号

### 広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業に必要な費用に充てる」を削る。

第二条を次のように改める。

#### （積立て）

第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第六項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び政令第二十二条第二項の規定により算定した市町から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

2 各年度において基金に積み立てる額は、知事の定めるところによるものとし、毎年度予算で定める。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算」に改める。

第五条を次のように改める。

#### （処分）

第五条 基金は、法第八十一条の一第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け（以下「貸付金の貸付け」という。）、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付（以下「交付金の交付」という。）及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第八条を第十七条とし、第七条の次に次の九条を加える。

#### （貸付金の貸付けの要件及び額）

第八条 貸付金の貸付けは、法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村に該当する市町に対し、政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額で行うものとする。

#### （貸付金の償還方法）

第九条 貸付金の貸付けを受けた市町は、借入総額について、当該借入れを行つた年度の

翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までにおいて償還を行うものとする。ただし、次条の規定により償還期限が延期された場合又は当該市町が第十一条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

#### (貸付金の償還期限の延期)

第十条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるものについては、貸付けを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの範囲内で貸付金の償還期限を延期することができる。

#### (貸付金の繰上償還)

第十一条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町が知事の定める貸付条件に従わなかつたときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

#### (交付金の交付の要件及び額)

第十二条 交付金の交付は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる市町に対し、政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額について行うものとする。

一 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと。

三 その他前二号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

#### (拠出金の額等)

第十三条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定により市町に対して納付を求める拠出金の総額（次項第一号において「拠出金の総額」という。）は、政令第二十二条第二項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、県内の全市町が負担するものとする。この場合において、各市町が負担すべき額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 拠出金の総額

二 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

- (1) 政令第九条第一項第三号イ(1)的一般納付金所得係数
- (2) 政令第九条第一項第三号イ(2)的一般納付金所得等割合

口 政令第九条第一項第三号口の一般納付金被保険者数等割合  
ハ イ(1)に掲げる数に一を加えた数

### 三 政令第九条第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数

3 知事は、前項後段の各市町が負担すべき額を算定したときは、各市町に対し、当該市町が負担すべき拠出金の額及び納付期限その他必要な事項を通知するものとする。

#### (拠出金の徴収方法)

第十四条 拠出金の徴収は、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、納付期限を延期することができる。

#### (取崩しの要件及び額)

第十五条 知事は、法第八十一条の二第二項に該当する場合、政令第十八条第二項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩すものとする。

#### (取り崩した額の繰入方法)

第十六条 前条の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までにおいて行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの範囲内で繰入期限を延期することができる。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

#### (準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### (処分の特例)

3 第五条の規定にかかわらず、基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間、法附則第二十五条の規定により県内の市町に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができる。